

■ 4条1項11号

不服 2023-016078

<本願商標>

「探求」（標準文字）

第41類「オンラインによる国語学習及び国語教育用の音声・映像・画像・音楽の提供，オンラインによる音声・映像・画像・音楽の提供，国語学習及び国語教育用CD-ROM・DVDその他の記録媒体の制作，教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。），放送番組の制作，興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。），映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供，オンラインによるゲームの提供」

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

T a n Q ～探求～

引用商標：

第41類「植物の供覧，映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営，インターネットを利用して行う映像の提供，インターネットを利用して行う音楽の提供，音楽の演奏，教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。），スポーツの興行の企画・運営又は開催，運動施設の提供，娯楽施設の提供，映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供，楽器の貸与，運動用具の貸与，おもちゃの貸与，写真の撮影」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、「探求」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字に相応して、「タンキュー」の称呼を生じ、「あるものを得ようとしてさがし求めること。」（「大辞泉第二版」株式会社小学館）の観念を生じるものである。

（2）引用商標について

引用商標は、「T a n Q～探求～」の文字を普通に用いられる方法で横書きしてなるところ、その構成文字は、同じ書体、同じ大きさをもって、等しい間隔で、外観上まともによく一体的に表されているものである。

また、引用商標の構成文字に相応して生じる「タンキュータンキュー」の称呼は無理なく一連に称呼し得るといふべきである。そして、引用商標の構成中「T a n Q」の文字は、辞書等に載録されている既成の語ではなく、その指定役務との関係で直ちに特定の意味合いを想起させるともいい難いから、造語として看取されるものであり、その構成中の「探求」の文字は、上記（1）のとおり、「あるものを得ようとしてさがし求めること。」の意味を有する語であり、また、その構成中の「～」は、「波形」と呼ばれ、「語句と語句との間に入れる「～」の記号。数値や時間、場所の範囲を示すときや、語句の省略などに用いる。」（前掲書）を表すとしても、引用商標の上記構成、称呼からすれば、これに接する取引者、需要者は、引用商標の構成全体をもって、一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当である。

したがって、引用商標は、その構成文字全体に相応して、「タンキュータンキュー」の称呼のみを生じ、構成全体として特定の意味合いを理解させるものではないから、特定の観念は生じないものである。

（3）本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標とは、外観においては、その全体の構成文字において、明らかな差異があるから、両商標は、外観上、著しく相違するものである。

次に、称呼においては、本願商標から生じる「タンキュー」の称呼と、引用商標から生じる「タンキュータンキュー」の称呼とを比較すると、両称呼は、それぞれ構成音数及び構成音が相違し、両称呼は明瞭に聴別できるものである。

また、観念においては、本願商標は、「あるものを得ようとしてさがし求めること。」の観念を生じるのに対し、引用商標は、特定の観念は生じないものであり、両商標は、観念上、相紛れるおそれはないものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念のいずれにおいても、相紛れるおそれのない非類似の商標といふべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標と類似する商標ではないから、その指定役務について比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**探求**」と引用商標「**T a n Q～探求～**」は、外観、称呼及び観念のいずれにおいても、相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである、と判断されました。

引用商標を構成する「T a n Q」の文字は、たしかに造語的とはいえませんが、我が国の一般的な需要者等であれば、これを「タンキュー」と読むことは容易にできるのではないのでしょうか。そうすると、「T a n Q＝探求」と理解・認識することは難しくないでしょうから、「T a n Q」及び「探求」の文字のそれぞれが要部になり得ると考えることもできると思われれます。おそらく、原査定では、このように考えられた結果、両商標が類似すると判断されたはずです。

しかし、本審決では、引用商標「**T a n Q～探求～**」は、構成全体をもって一体不可分のものとして認識・把握され、これより「タンキュータンキュー」の称呼のみが生じるとして、本願商標「**探求**」は、この引用商標「**T a n Q～探求～**」には類似しないと判断されました。

個人的には、さすがにこの称呼の認定には少々無理があるようにも感じます。

引用商標権者も、おそらく「タンキュータンキュー」の称呼のみが生じる商標を商標登録する意図はなかったと思われますし、後から「**探求**」について他者に商標登録が認められるとは思ってもいなかったのではないのでしょうか。まさに、「青天の霹靂」だと推測します。

本審決だけを見ると、引用商標の商標態様（商標の特定の仕方）が良くなかったのではないかと、この場合は「**T a n Q**」と「**探求**」のそれぞれについて出願し、商標登録をしておくべきだったのではないかと、という意見を持つ実務家の方々もおそらく少なくないでしょう。

ただ、インターネットで調べてみると、どうやら引用商標権者の実際の使用態様は「T a n Q～探求～」で間違いなさそうであり、決して引用商標権者の商標登録の仕方が悪かったとは言えなさそうです。

強いて言うならば、「**T a n Q～探求～**」、「**T a n Q**」、「**探求**」のそれぞれについて商標登録をしておけば、防衛的に本願商標のような他人の商標登録を排除できたのですが、それはそれで費用がかかりますし、後から第三者に不使用取消審判を請求される懸念も生じることになりますので、悩ましいところです。

本審決のような事件に接すると、「商標って難しいなあ」とあらためて実感する次第です。

なお、請求人は「**探求 言語文化**」も商標登録出願しており、こちらも同様に「**T a n Q～探求～**」に類似するとして拒絶査定となっておりますが、拒絶査定不服審判を請求した結果、本事件と同様に両商標は非類似と判断されています（**不服 2023-016079**）。

個人的には、こちらの事件については、結論には納得しやすい気がします。

（弁理士 永露 祥生）

< 2 0 2 4 年 8 月 1 9 日 >